ライオンズクラブ国際協会333-E地区

第1回

キャビネット運営会議資料



地区ガバナースローガン そなえよつねに

2023年7月16日(日)

会場:ZOOM

第1回キャビネット運営会議プログラム

2023年7月16日(日)10:00~12:00

会場 ZOOM

	司会	キャビネット事務局長	太田	敬
1.	開会の挨拶	キャビネット幹事	栗原	裕一
2.	出席者紹介	キャビネット幹事	栗原	裕一
3.	資料確認	キャビネット事務局長	太田	敬
4.	挨拶	地区ガバナー	齊藤	正行
		前地区ガバナー	渡辺	博
		第1副地区ガバナー	椎名	健二
		第2副地区ガバナー	若林	純也
5.	議案説明	地区ガバナー	齊藤	正行
	1) 議事録作成人指名			
6.	幹事報告	キャビネット幹事	栗原	裕一
7.	閉会挨拶	キャビネット会計	久米	雅文



ライオンズクラブ国際協会 333-E地区 キャビネット事務局 〒310-0803 茨城県水戸市城南 3-4-25

TEL (029) 306-7750 FAX (029) 306-7751



LIONS CLUBS INTERNATIONAL DISTRICT 333-E CABINET OFFICE 3-4-25 JOUNAN MITO IBARAKI 310-0803 JAPAN

Mail info@lc333-e.com URL https://www.lc333-e.com

2023-2024

2023年7月1日

ライオンズクラブ国際協会 333-E地区 元地区ガバナー 各位 ゾーン・チェアパーソン 各位 クラブ会長 各位

> ライオンズクラブ国際協会 333-E地区 地区ガバナー 齊藤 正行

333-E 地区 名誉顧問について

拝啓 平素はキャビネット運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 2023-2024 年度 333-E 地区における名誉顧問は組成せず、以下の通り各分野担当顧問元地区 ガバナーとして設定させて頂きましたのでお知らせ致します。

敬具

記

元地区ガバナー	担当分野	
中嶋 正昭	LCIF	担当顧問
大竹 伸一	GLT	担当顧問
渡辺 博	GMT	担当顧問
下川 利澄	GST	担当顧問
岡野 良男	SCP · FWT	担当顧問

- 1. キャビネット会議や各研修会等で上記担当顧問元地区ガバナーより助言頂きます
- 2. 今年度のキャビネット会議は上記担当顧問元地区ガバナーとして上記5名の顧問 のみ参加とさせて頂きます

以上

ライオンズクエスト交付金 中間報告書

交付金に関する一般的な情報

1. LCIF交付金番号: LQG20864

2. 報告対象期間:2022年8月~2023年5月

3. この事業に対して交付されたLCIF交付金の金額(US\$): US\$32,500

4. LCIFによってこれまでに支払われた金額: US\$20,032

交付時期	金額	金額 (円)	為替 (US\$/円)
	(US\$)		
2022年8月	\$20, 032	¥2, 726, 309	136. 097693
承認された交付金額 (B)	\$32, 500		

5. 提出する報告書の種類:中間報告

詳細の説明

6. 報告書対象期間における活動(ワークショップ等)の要約

▶ 行われたワークショップの数: 7回

▶ ワークショップを受けた教師の数: 159名

開催日	開催場所	修了者数
2022年8月2日	東海村	15名
2022年8月8日	常陸太田市	19名
2022年8月9日	かすみがうら市	34名
2022年8月18日	鹿嶋市	17名
2022年8月23日・24日	古河市	30名
2022年12月26日	石岡市	21名
2023年1月6日	神栖市	23名

7. 報告対象期間におけるその他の事業

- ▶ 333-E地区ライオンズクエスト委員会の開催および地区委員の活動
- 2022年8月~2023年4月 地区ライオンズクエスト委員会 開催日程

開催日	開催場所	備考
2022年10月10日	土浦市	333-E地区合同研修会
2023年 2月 3日	土浦市	委員会(ライオンズクエスト啓
		発活動)

8. 事業計画の変更の有無と変更内容

	2022. 7-		2023. 6-		合計			
事業	2023. 5		2023. 12					
尹耒	当初計	実	当初計	延長計	実	当初計	延長計	実
	画	績	画	画	績	画	画	績
ワークショッ	10回	7回	_	5回	_	10回	5回	7回
プ								

当初計画では、2022年7月から2023年6月までで10回のワークショップを実施する計画だったが、予算が余剰していることもあり、事業期間を2024年6月まで延長し、さらに5回のワークショップを実施する。これにより、当初計画では10回のワークショップ実施だったが、15回のワークショップを実施することとする。

- 9. ライオンズクエスト運営委員会の成員に変更があった場合には、ご記入ください。
 - ▶ 運営委員会の構成員は、2022-2023年度地区ライオンズクエスト委員会が運営委員会を兼ねる。事業委員長は、2022-2023年度地区ライオンズクエスト委員長が務める。
- 10. 報告対象期間にライオンズが直面した課題

事業の写真、メディア報道、参加者の声

- 11. 報告対象期間における事業の写真、メディア報道、参加者の声
 - ▶ 各ワークショップのアンケート集計結果は、別途参照。
 - ▶ 各ワークショップの写真は、別途参照。

財務に関する詳細

- 12. 報告対象期間の収入と支出の詳しい明細
 - ▶ 「ライオンズクエスト交付金報告書 財務報告表」
 - 2023年5月末現在、収入3,927,340円(LCIF交付金及び地区拠出金)に対

して、支出は 2,630,634 円である。残高 1,296,706 円は、2023 年 6 月以降の 活動資金とする。

次の段階の活動

上述の通り、当初計画は2022年7月~2023年6月としていたが、事業期間を2024年6月まで延長し、追加でワークショップ5回を実施する。既に、常陸太田市・鹿嶋市・石岡市・古河市・潮来市での実施が計画されている。よって、未交付の交付金 \$ 12,468の交付を希望します。

報告書の承認

次回のキャビネット会議、2023-2024年度「第1回キャビネット会議」を2023年7月30日に開催予定です。議事録はキャビネット会議開催後に送付します。

報告書の承認を示す署名 2022 年8月~2023 年5月

ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区

● 333-E 地区 2021-2022 年度地区ガバナー 岡野 良男

交付金管理責任者の署名Eメール

日付

● 333-E 地区 2022-2023 年度地区ガバナー 渡辺 博

地区ガバナーの署名 E メール

日付

● 333-E 地区 2022-2023 年度地区ライオンズクエスト委員会 委員長 湯原 拓

事業委員長の署名 E メール

日付

地区ガバナー提出議案

1号議案 地区キャビネット監査委員の委嘱について

本議案については、下記のライオンに委嘱したい。

L綿引 隆 (霞ヶ浦LC)

L池田 陽久(霞ヶ浦LC)

2号議案 担保提供の免除について

本議案については、キャビネット幹事、キャビネット会計が、 キャビネット運営上、職務執行の保証としての担保提供は免除したい

3号議案 会計監査について

本議案については、半期ごと、年2回とする

4号議案 333-E地区 地区運営要項について

本議案については、資料(p. 7~16)の通りとする

5号議案 333-E 地区 地区緊急災害対策本部規則について

本議案については、資料(p. 17~25)の通りとする

6号議案 333-E 地区 地区統一見解について

本議案については、資料(p. 26~27)の通りとする

7号議案 333-E 地区 キャビネット事務局運用規定について

本議案については、資料(p. 28~30)の通りとする

8号議案 333-E 地区 地区事業支援基金運用規則について

本議案については、資料(p. 31)の通りとする

9号議案 333-E地区 キャビネット内規慶弔見舞金規定について

本議案については、資料(p. 32)の通りとする

10号議案 333-E 地区 各種予算について

本議案については、資料(p. 33~41)の通りとする

11号議案 333-E地区 諸会費について

本議案については、資料(p. 42)の通りとする

12号議案 第70回地区年次大会アワード選考基準について

本議案については、(p. 43~44)の通りとしたい

13号議案 333-E地区 地区ガバナー、第1・2副地区ガバナー選挙規則について

本議案については、資料(p45~49)の通りとする

14号議案 333-E地区 指名選挙委員会について

選挙規則第18条記載の通り、以下委員を任命する

- 1. L実川 昌成(取手中央LC)
- 2. L磯崎 孝雄(那珂LC)
- 3. L岡本 稔弘(霞ヶ浦LC)

15号議案 333-E 地区 地区年次大会議事規則について

本議案については、資料(p. 50)の通りとする

16号議案 333-E 地区 地区年次大会代議員議事運営要項について

本議案については、資料(p. 51)の通りとする

17号議案 2023-24年度 キャビネット会議資料製本無しについて

2023-2024年度

ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区

地区運営要項(案)

はじめに

これまでに長年にわたり栃木・茨城両県を範囲として、333-B地区を構成していましたが、ライオンズクラブ国際協会の決定に基づいて、2007年7月にシカゴで行われた第90回国際大会の終了時をもって地区分割され、茨城県は333-E地区に新しい地区として設立されたわけであります。

地区の新設に当たっては、全てのことを新たに作っていく必要があるわけですが、国際会則・複合地区会則ならびに 333 複合地区運営要項に定められた事項を基にして、333-E 地区に最も適合した運営を進めていくことが大切であると思います。

そのためには、基本的な事項についてあらかじめ定めておくことにより、その場かぎりの対応でなく、将来に亘ってスムーズな地区運営が図られるよう、ここに 333-E 地区としての運営要項(方針)を定めるものであります。

2011年2月12日(土)キャビネット会議ガバナー提出議案として決議。

目次

- 1. 地区の構成
- 2. 地区ガバナー・キャビネット
- 3. 地区キャビネット会議(地区キャビネットで開催される諸会議)
- 4. 地区ガバナー公式訪問
- 5. 地区年次大会
- 6. クラブ結成周年行事について
- 7. プロトコール
- 8. キャビネット事務局の引継について

1. 地区の構成(準地区)

準地区とは、グット・スタンディングのクラブ数が35以上、グット・スタンディングの 会員数が1,250名以上で構成されます。(国際付則、地区の最低条件参照)

リジョン・ゾーンの構成にあたっては、地区ガバナーがライオンズクラブ国際協会の方針に沿うと判断すれが、地区ガバナー独自の自由裁量により変更することができる。

リジョン	ゾーン	所属クラブ
	1	日 立・高 萩・日立中央・日立桜・ 日立きらら・日立ブーケ・北茨城桜
1	2	勝 田・那珂湊・東 海・勝田グリーン・ひたちなかベスト
	3	常陸太田・常陸大宮・那 珂・常陸大子
2	1	水 戸・水戸葵・水戸西・水戸東・水戸南・水戸北・ 水戸チアフル
	2	大 洗・鹿 島・鉾 田・潮 来・神 栖・行 方
0	1	石 岡・八 郷・美野里・常陸小川・茨城ひぬま
3	2	岩 間・笠 間・内 原
4	1	土 浦・土浦亀城・阿 見・土浦環・土浦北・ 美 浦・霞ヶ浦・土浦 SORA
4	2	筑波・つくば中央・つくば西・つくば OAK・ つくばアウル・つくば紫峰・つくば HOPE
E	1	龍ケ崎・江戸崎・牛久茎崎・竜ケ崎ききょう
5	2	取 手・守 谷・取手大利根・利 根・取手中央
C	1	岩 瀬・真 壁・協 和・常陸大和
6	2	下館・茨城八千代・下館巴・しもつま・下館シニア・筑西
7	1	古 河・総 和・茨城三和
7	2	岩 井・石 下・水海道・茨 城 境・つくばみらい・ごか

(2023. 7現在)

※なお、支部の会員は親クラブの理事会の招集により、親クラブの会員となる。

2. 地区ガバナー・キャビネット

(1) キャビネット事務局は、水戸市城南に固定設置します。

固定事務局の設置期間は、2020 年度「キャビネット事務局検討委員会」が組織され、同委員会にて検討した結果、2021 年度より5年間は現在の場所(水戸市城南3-4-25)で固定事務局とする結論に至った。

但し、他に移転の必要が生じた場合、キャビネット会議または年次大会決議を経て移転できるものとする。

(2) 地区ガバナー・キャビネットは次の $i \cdot ii \cdot iii$ に示されるキャビネット構成員をもって構成される。

	地区ガバナー	前地区ガバナー	第1副地区ガバナー	
	第2副地区ガバナー	キャビネット幹事	キャビネット会計	
i	キャビネット事務局長	地区コーディネーター	ゾーン・チェアパーソン	
	地区委員長	地区副委員長	監査委員	
	キャビネット副幹事			
ii	地区委員			
iii	その他、地区ガバナーが必要と認めた者			

- (3) 任期は地区ガバナーの任期と同じにする。
- (4)地区ガバナーは、自分の任期中にリジョン・チェアパーソンの役職を活用するかどうかを決める権限を持っているが、333-E地区においては、当面リジョン・チェアパーソンは置かない。(国際付則、地区キャビネット参照)

※リジョン・チェアパーソン設置を必要とする場合には、キャビネット会議を経て地区年次 大会にて承認を得る。

3. 地区キャビネット会議(地区キャビネットで開催される諸会議)

地区キャビネット会議ならびに地区キャビネットで開催される総ての会議については、「333-E 地区キャビネット会議及び付属会議議事規則」に基づいて開催する。

【333-E 地区キャビネット会議及び付属会議議事規則】

A. キャビネット会議(以下、「会議」という)

(1) 出席者及び議決権者

	キャビネ	ット会議
	出席者	投票権者
地区ガバナー	0	0
前地区ガバナー	0	0
第1副地区ガバナー	0	0
第2副地区ガバナー	0	0
元地区ガバナー	0	
キャビネット幹事	0	0
キャビネット会計	0	0
キャビネット事務局長	0	
地区コーディネーター	0	0
ゾーン・チェアパーソン	0	0
地区委員長	0	0
監査委員 ※1	0	
地区副委員長	0	
地区副幹事	0	
地区委員	0	

※1 監査報告する会議のみ出席

(2)会議運営議事規則要点

① 4つの原則

1. 一時一件の原則

1度に1つの議題だけを討論し、決議する。複数の議案を審議しない。

2. 一事不再議の原則

以前議決した案件を再度審議できない。3分の2以上の賛同が必要。

3. 多数決の原則

決議は、定足数の1/2以上の賛成。賛成 反対を明確にする。

4. 定足数の原則

会議開始時に定足数に対して、会議が成立していることを確認する。

② 発言

- 1. 発言はすべて議長の許可を得て発言する。
- 2. キャビネット会議においての発言の権利は投票権者のみ有効とする。
- 3. 発言者は「意見か」「質問か」「動議か」を冒頭に言う。
- 4. 発言は議長の許可を得て1議題につき、1回2分以内、通算2回までとする。

③ 動議

- 1. 動議が上がった場合、セカンドを確認する。
- 2. セカンドいる場合、この動議を審議するか否かを投票権者に決議とる。
- 3. 決議は、定足数の 1/2 以上の賛成で動議を提議し、1/2 以上の反対で動議を却下する。

④ 代理投票・委任状の禁止

国際協会会則第6条5項により代理投票・委任状は禁止とする。

(3) 会議任務・主旨並びに目的

- ①会議は複合地区会則の規定により開かれる。
- ②目的は国際協会推進事項の決定、地区運営方針の決定、地区内諸問題協議し、実行にあたる。
- ③本項(1)記載の議決権者に発言権、投票権が与えられ、表決は1名1票とする。
- ④地区ガバナーは会議を主宰し、定例会議は年4回、その他必要に応じて開くことが出来る。尚、第1回会議は国際大会閉会後30日以内とする。
- ⑤地区ガバナーが、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、副地区ガバナーが 議長を代行する。
- ⑥会議出席者、議決権者は地区ガバナーが決定する。
- ⑦地区ガバナーはキャビネット構成員以外の者を必要に応じて会議に招集し、諮問することが出来る。

(4)会議の開催日程、場所

①キャビネット会議は年4回とし、原則として次により開催する。

第1回7月30日(日)ホテル日航つくば第2回11月18日(土)ホテル日航つくば第3回2月17日(土)未定第4回4月14日(日)ホテル日航つくば

②第3回キャビネット会議は第1副地区ガバナーが指定する場所で行う。

(5) 投票権並びに表決

- ①地区ガバナーが指名した者による表決は1名1票とする。 尚、2以上の職責のあるものの投票権は、いずれか一つとする。
- ②表決は、投票権のある会議出席者の過半数によるものとし、 賛否同数の場合は議長が決する。
- ③やむ得ない事情でリモートにて投票する場合、予め14日前迄に議案内容を投票権者に知らせて、これに対する賛否を事前に書面により表決した場合には、これを有効とすることもできる。
 - (6) 地区ガバナーは、キャビネット会議終了後、21日以内に提案採決の結果について、 キャビネット構成員・元地区ガバナー及び地区内各クラブへ文章で 報告しなければならない。

B. キャビネット会議に付属して開催される会議(以下「付属会議」という)

(1) 付属会議は、以下の通りとする。

会議名	開催内容		
ZC会議・ZC研修会	地区ガバナーが必要に応じて		
地区委員会・地区研修会	地区ガバナー承認の上、		
	コーディネーターもしくは地区委員長が主宰者		
ガバナー諮問委員会	Z C がキャビネット会議終了後、2週間以内に開催		
ゾーン会議・会長会議	キャビネット運営会議以降、キャビネット会議までの期間に行う		

(2) 付属会議の議長・主宰者

ZC会議・ZC研修会	地区ガバナー
地区委員会の会議	地区コーディネーター、地区委員長
ガバナー諮問委員会の会議	ゾーン・チェアパーソン
ゾーン会議	

地区キャビネット会議議事規則

第1章 総則

- 第1条 会議の議事、運営はこの規則による。
- 第2条 この規則で定めのない事項について必要なことは、ロバート議事規則に基づき決 定する。

第2章 招集

- 第3条 会議の招集は地区ガバナーが行う。
- 第4条 会議の招集は、文章もしくは電磁的通信により、日時、場所、目的、議事等必要な 事項を記載して会議開催前2週間前迄に発送しなければならない。但し、出席者の 同意によりこれを短縮することができる。

第3章 議長選任

- 第5条 地区ガバナーが議長となる。
- 第6条 議長は中立公平な立場で次のようなことを行う。
 - 1. 会議の成立の確認と宣言
 - 2. 開会の宣言
 - 3. 議事録作成人の指名
 - 4. 提出議案の説明並びに質問、回答
- この規定に定めのない事項については、ロバート議事規則による。
- ※. この規定は、2023年7月30日より施行する。

4. ガバナー公式訪問

- (1) 地区ガバナーは、その任期中に、原則として必ず1回は各クラブを公式に訪問し、 直接指導監督する。
- (2) ゾーン・チェアパーソンは、就任期間中所属の各クラブ例会に2回以上訪問をして、 指導監督にあたる。
- (3) ガバナー公式訪問※別紙(P.52)「地区年間行事」参照

5. 地区年次大会

地区の年次大会が、スムーズに運営されるよう「333-E 地区年次大会議事規則」および「333-E 地区年次大会代議員議事運営要項」の定めにより、有意義な大会になるよう努力する。

- (1) 年次大会は、原則として毎年4月に開催する。 333 複合地区大会の少なくとも21日以前に開催すること。
- (2) 地区年次大会の開催地は原則として、地区ガバナーの所属する市町村において開催 する。但し、会場等の関係から、開催することが不可能な場合には、他の場所にお いて開催することも可能。
- (3) 地区年次大会の運営事務局は、必要な場合には、大会の開催場所に設置することができる。
- (4) 地区年次大会の経費は、全て地区年次大会会費をもって充当する。 登録料を徴収する場合においては、原則として、役職に拘わらず、参加者全員より徴収する。
- (5) 前夜祭・後夜祭あるいはゴルフ大会など、大会に付属する行事については、実費弁 償の立場から、実費相当額を徴収する。
- (6) 333 複合地区年次大会が、同じ年度に開催される場合には、同一の運営事務局で行 うことも差し支えない。
- (7) 年次大会のアワードは、各クラブの年間行事の努力度合いを見る上から、大切なものであるので、出来るだけ公平なものでなければならない。また、地区ガバナー方針の成果を反映させるものであるから、第1回キャビネット会議にその基準を明確にすること。
- (8) アワードの算定期間は、本来は、年度でやるべきであるが、締め切りの関係上、前年3月から、当年2月の数字によって、算定する。但し、会員数に関する算定基準は前年7月から当年2月を対象とする。
- (9) アワード算定基準は、クラブ・個人へのガバナーアワードは、各クラブからの報告 書を集計し、地区ガバナーが最終決定する。

6. クラブ周年行事

- (1) 5年毎に廻ってくる結成または、チャーターナイト記念の周年行事をどのように行うかは各クラブの自由である。25周年、50周年、75周年は、国際会長のメッセージが送られてくる。
- (2) 周年行事を行う時期は、チャーターナイトの年から数えて、実施時期とするのが望ましい。
 - 例) 1984年5月にチャーターナイトの場合 2023年7月~2024年6月が40周年となる。

7. プロトコール

国際会則において規定されている基本のプロトコールについては、あくまでも正式な国際会議の場合に活用されるものであるので、333-E地区におけるプロトコールについては、別紙(P.16)「333-E地区プロトコール」の通り、取り扱う。

8. キャビネット事務局の引継について

- (1) 1月~4 月に現キャビネット三役と次期キャビネット三役との引継会議を開催する。
- (2) 会計資料以外のデータについては、次年度のスムーズな運営の為に引継会議時までにコピーを送る。
- (3) 引継会議時までに、キャビネット運営準備資金を送付する。
- (4) 緊急援助資金は、6月末までに次期キャビネットへ送付する。(年度当初の災害発生時に備えるため)
- (5) 地区角印(ライオンズクラブ 333-E 地区印) 年度末に引継ぎをする。
- (6) 継続事業については、関係書類の引継ぎをする。

ライオンズクラブ国際協会 333-E地区内 プロトコール

- 1. 地区ガバナー
- 2. 元国際理事
- 3. 前地区ガバナー・元地区ガバナー会議長
- 4. 第1副地区ガバナー
- 5. 第2副地区ガバナー
- 6. GET エリアリーダー
- 7. 元地区ガバナー
- 8. キャビネット幹事
- 9. キャビネット会計
- 10. 地区コーディネーター(GLT/GMT/GET/GST/SCP・FWT)
- 11. ゾーン・チェアパーソン
- 12. キャビネット事務局長
- 13. 地区委員長
- 14. 地区監査委員
- 15. 地区委員会相談役
- 16. 地区副委員長
- 17. キャビネット副幹事
- 18. 地区委員
- 19. クラブ会長
- 20. 前クラブ会長
- 21. クラブ第1副会長
- 22. クラブ第2副会長
- 23. クラブ幹事
- 24. クラブ会計
- 25. 元クラブ会長(歴任順)

ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区 地区緊急災害対策本部規則(案)

前 文

原則として災害が発生した場合、直ちに地区緊急災害対策本部を設置し、会員安否と被災地の被害状況を速やかに確認し、インターネット等、通信インフラを駆使し、災害対策等の初動体制が速やかに起こせるように体制を設置する。また、必要と認めるときは、地域住民並びに被災地の会員等を支援するための地区緊急災害支援センターを立ち上げ、被災地の各クラブとの連携が図られ適正かつ迅速に支援できる体制を確立したい。

第1章 総則

第1条 (名称)

この規則は、地区緊急災害対策本部(以下「地区対策本部」という)規則と称する。

第2条 (事務所)

この地区対策本部の事務所は、ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区(以下「地区」という)キャビネット事務局内に置く。

第3条 (目的)

この規則は、災害発生時、速やかに必要な体制を確立するための基本事項を定め、総合的かつ計画的な体制の策定及びその推進を図ることを目的とする。

第4条 (組織)

- 1項 地区対策本部の本部長は地区ガバナーをもって充てる。
- 2項 地区対策本部の副本部長は、第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナーとし、 本部長は被災もしくは正当な事由により職務遂行できない場合はその職務を代行 する。
- 3項 地区対策本部の、委員は地区アラート委員長がその任にあたる。
- 4項 本部長は、専門知識を必要とする場合、特別委員を任命することができる。

第5条 (地区対策本部の責務)

地区対策本部は、地区内市町村における災害が発生した場合において、災害管轄 のゾーン・チェアパーソンを監督するとともに、災害対策に必要なあらゆる事務 及び業務の遂行とその総合調整を行い、万全の措置を講ずる責務を有する。

第6条 (ゾーンの責務)

- 1項 災害管轄のゾーン・チェアパーソンは、当該ゾーン内のクラブとの総合調整を行う責務を有する。
- 2項 災害管轄のゾーン・チェアパーソンは、当該ゾーン内の各クラブと相互協力できるように調整を図るため、当該ゾーン内の緊急災害対策調整会議(以下「調整会議」という)を開き、その結果を地区対策本部に報告を行う。

第7条 (クラブ緊急災害対策本部の責務)

各クラブは、当該市町村における災害が発生した場合において、災害支援を行う 必要があると認めるときは、クラブ緊急災害対策本部(以下「クラブ対策本部」 という)を設置し、的確かつ迅速に支援活動を行う。

第8条 (緊急援助資金残高)

1項 地区緊急援助資金規定により、資金残高は常時1,000万円以上を確保する。

2項 災害発生時、被災地へ緊急援助資金として支出し、本条1項残高が確保できない 事態になり、キャビネット会議にて提議、承認された場合、緊急災害対策本部長 (地区ガバナー) は各クラブ、メンバーに対し、緊急援助資金を規模に応じて調 達し、その填補は会員から徴収する。

第2章 地区緊急災害支援センター

第9条 (地区緊急災害支援センター)

1項 本部長は、必要と認めるときは地区対策本部に地区緊急災害支援センター (以下「支援センター」という)を設置する事ができる。

2項 支援センターの組織構成は以下の通りとする。

- ・ 支援センター委員長は、本部長が就任し、地区対策本部長職と兼務する
- ・ 副委員長に第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー
- ・ 委員に地区ガバナーが所属するゾーン・チェアパーソン、地区 LCIF、 アラート各委員長
- ・ 事務局長にキャビネット幹事
- 会計にキャビネット会計
- ・ 特別委員に前地区ガバナー

3項 支援センターは、あらゆる情報を得て、その災害規模に応じて支援を行う。

4項 支援センター会議において、支援金(緊急援助資金)の配分を決め支援する。

5項 支援センターは、具体的な運用についてはマニュアルを作成し実行規範とし。日頃より準備を行う。

第10条 (資金の調達)

地区緊急援助資金から、災害規模に応じた資金を調達する。またクラブ及び会員並びに地域社会の個人、団体その他の人々からの寄附金、義援金等を受けて調達する。

第11条 (表彰)

資金の調達に功労のあったクラブ、個人、団体等に対し表彰及び感謝の意を表すことができる。

第3章 会計

第12条 (会計処理)

- 1項 地区対策本部が設置されたとき、会計処理を明確にするため特別専用口座を開設する。
- 2項 支援センターの基本財源は、前 10条(資金の調達)に基づき地区緊急援助資金からの立替金を充当する。LCIFからの入金や他地区クラブ、個人、団体等からの寄付金、義援金等を財源とし、適正に入出金を管理する。

第13条 (会計年度)

会計年度は、地区対策本部が設置されたときから、年度末の6月30日までとする。

第14条 (収支報告)

年度内の会計収支報告を次年度第 2回キャビネット会議までに報告とする。

第4章 解散

第15条 (解散及び引継ぎ)

- 1項 地区緊急災害対策本部の存続期間については、災害時の終息年度末、又は本部長の 終息宣言をもって解散する。
- 2項 災害時期や規模に応じて、当該年度をまたぐ場合、第 4条に基づき組織を引き継ぐものとする。

3項 附 則

(施行)

この規則は、ライオンズクラブ国際協会 333-E地区 2019-2020年度第 1回キャビネット会議決議のあった日に公布され、2019年 7月 28日から施行される。

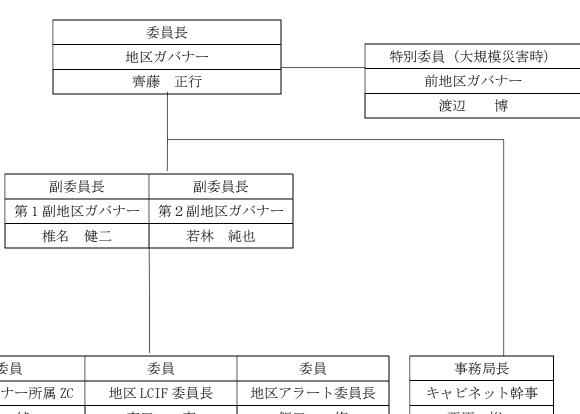
ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区

2023-2024 年度 地区緊急災害対策本部 組織図

1. 災害発生時

	地区緊急災害対策本部	
本部長	地区ガバナー	齊藤 正行
副本部長	第1副地区ガバナー	椎名 健二
副本部長	第2副地区ガバナー	若林 純也
委員	地区アラート委員長	飯田 修

2. 地区緊急災害支援センター【必要に応じて本部長(地区ガバナー)が招集できる】



委員	委員	委員
地区ガバナー所属 ZC	地区 LCIF 委員長	地区アラート委員長
富島 純一	車田 一恵	飯田 修

事務局長
キャビネット幹事
栗原 裕一
会計
キャビネット会計
久米 雅文

ライオンズクラブ国際協会 333-E地区 地区緊急災害対策本部規則 = 運用マニュアル=

はじめに

災害発生に対し、地区緊急災害対策本部規則に基づき、地区緊急災害対策本部を設置し、速 やかな支援対応に当るものとする。

緊急時の、即応と支援内容を確認するためにも、刻々と変化する情報収集と連絡体制が重要なポイントで有り、キャビネットとクラブ及びメンバーとの日頃のインターネット通信を 広めることは必須である。

大規模災害では電話回線が不通となり、情報収集はインターネットが基本となる。災害に備えて、各クラブは行政との連絡がとれる体制を構築していく。

■災害発生・組織の編成

1. 地区緊急災害対策本部 第4条(組織)を設置

地区ガバナーは、下記のメンバーを収集し本部設置を宣言する。

【本 部 長】地区ガバナー

【副本部長】第1副地区ガバナー

【副本部長】第2副地区ガバナー

【委 員】地区アラート委員長

尚、本部長は必要に応じて専門知識や被災地との関わり合いを持つ者を特別委員として組織に加え、速やかに行動できる体制(地区緊急災害支援センター)を造る。

- * 当該本部の実務的役割として、地区外からの対応や訪問の外交的窓口となる。
- *本部設置について、事務局に集まる事が困難な場合は、電話、メール、インターネット等による連絡でお互いに確認しあい、本部長(地区ガバナー)宣言のもと、本部設置を宣言、また終息宣言する。

2. 地区緊急災害支援センター 上記メンバーにより地区緊急災害対策本部第9条を設置

地区緊急災害支援センター(以下「支援センター」という)は、地区ガバナーを委員長とし、支援センターを設ける。

委員長	地区ガバナー
副委員長	第1副地区ガバナー
副委員長	第2副地区ガバナー
委 員	地区ガバナーが所属するZC
委 員	地区LCIF委員長
委 員	地区アラート委員長
事務局長	キャビネット幹事
会 計	キャビネット会計
特別委員【大規模災害時】	前地区ガバナー

※大規模災害時、委員長は特別委員として前地区ガバナーを招集する事が出来る。

※収束が年度をまたぐ場合、前年度キャビネット幹部、前年度キャビネット会計は留任する。

※委員長(地区ガバナー)が必要と認めた者を委員に加えることができる。

■ 地区内にて災害発生時

被災した地域のクラブ会長は、地区ガ	行政などと連絡をとり、被害状況や規模などを報
バナー又は、地区アラート委員長に報	告する。
告する。	
本部長(地区ガバナー)は	本部長は、地区緊急災害支援センター会議を招集
地区緊急災害対策本部を設置し、支援	し、支援について協議する。
センターを設ける。	※大規模災害時は、上記メンバーに特別委員とし
	て前地区ガバナーを招集する事が出来る。
支援センターの役割	① 被災地の要望を収集し、情報を共有化する。
	② 被災したクラブまた会員に対して支援を検討
	し、実行する。
	③ 被災地域の状況に応じた支援を検討し、実行
	する。

■ 地区外にて災害発生時

本部長(地区ガバナー)は	本部長は、地区緊急災害支援センター会議を招集
地区緊急災害対策本部を設置し、支援	し、支援について協議する。
センターを設ける。	※大規模災害時は、上記メンバーに特別委員とし
	て前地区ガバナーを招集する事が出来る。
支援センターの役割	① 被災地の要望を収集し、情報を共有化する。
	② 被災した地区に対し支援を検討する。
	③ 被災地域の状況に応じた支援に対して検討す
	る。

※その他の支援については、被災地への支援活動状況に応じて、支援センター会議にて協議する。

【組織の構成 別紙1参照】

■地区緊急災害支援センターの情報提供

支援センターは、支援を受けるクラブと支援するクラブの情報をインターネット(地区ホームページ)やフェイスブック「災害掲示板 333-E 地区」に掲載する。

インターネット情報の共有化により、クラブ・アクティビティとして双方間で責任を持って 連絡を取り合い円滑な支援を行う。

1. 支援を受けるクラブ

- ① 災害が起きたら、被災状況を地区ガバナー、または、地区アラート委員長に連絡する
- ② 被害状況や、具体的な支援方法をインターネット、フェイスブック「災害掲示板 333- E地区」に掲示する

③ 現状報告と支援要請(例)

・○R○Z○○クラブ	氏名〇〇 〇〇
・災害状況や規模の報告	(例・地震で家が半壊、怪我人、水が出ない、等)
・どんな支援が必要か?	(例・水、食料、毛布、衣類、薬、ボランティア要請、等)
・地域行政の対応状況?	(例・行政での対策本部の設置か? 行政支援状況は?)

※クラブ発信や支援センターからの情報は、インターネット、フェイスブック「災害掲示板333-E地区」に掲載する。刻々と変わりゆく支援情報はリアルタイムな情報のやり取りが必要である。

2. 支援するクラブ

掲載されたインターネット情報、フェイスブック「災害掲示板 333-E 地区」により、迅速なクラブ支援体制を図る。

■支援センター会議での審議

○支援策の審議

- ・被災した地区内クラブまた会員への支援策を検討
- ・他地区の大規模災害支援策を検討
- ・ボランティアや物資支援等の支援の検討

■資金の調達と表彰「地区緊急対策本部規則」を引用

○地区緊急援助資金から、規模に応じて調達し、その補填は会員から徴収する。 ○各チャリティーや街頭募金などを「支援センターが定めた口座」に資金協力したクラブ・ 個人には規定により感謝状を贈呈する事が出来る。

【表彰に関する規定 別紙2参照】

■クラブにおける日頃からの準備と対応

- 1. クラブにおいて、アラート委員会を設ける。 尚、会員安否など、急務な対応が求められる事から、アラート委員長には会長が兼務す ることが望ましいが強制はしない。
- 2. 委員は災害情報を得られる人材である事が望ましく、インターネット情報により即行動に移せる環境を整えて置く。
- 3. 災害支援情報をキャッチし、遅くとも一週間以内には支援手配が完了する迅速なる行動体制が望ましい。

【クラブ内規の見本 別紙3参照】

■被災クラブの対応

○奉仕活動が迅速に受けられるように、奉仕実行班(グループ)を形成する。

- 1. 【連絡班】行政機関及び地区緊急支援対策本部、NPO等の連絡
- 2. 【作業班】支援物資運搬·保管·仕分作業
- 3. 【誘導班】復興ボランディアの誘導

■ゾーン緊急災害対策調整会議開催と報告

- 1. 大規模災害時には、被災管轄ゾーン・チェアパーソンが被災ゾーン内の各クラブ会長または代理を収集し、ゾーン緊急災害対策調整会議を開催する。
- 2. 被災地クラブでは、クラブ対応(奉仕実行班)が出来ない事を考慮し、ゾーン内で相互 応援し合いチームワークがとれるように被災管轄ゾーン・チェアパーソンが調整会議 でまとめる。
- 3. ゾーン・チェアパーソンは、その報告を地区緊急災害対策本部長(地区ガバナー)に報告する。

別紙1

組織の構成(対策本部) 2023-2024 年度			
本部長	地区ガバナー	齊藤 正行	
副本部長	第1副地区ガバナー	椎名 健二	
	第2副地区ガバナー	若林 純也	
委員	地区アラート委員長	飯田 修	

※本部長は、必要に応じて専門知識や被災地との関わり合いを持つ者を特別委員として組織に加え、即戦力として機動力を発揮できる体制を作る。

組織の構	成(支援センター)	2023-2024 年度	
特別委員 (大規模災害時)	前地区ガバナー	渡辺	博

委員長	地区ガバナー	齊藤 正行
副委員長	第1副地区ガバナー	椎名 健二
	第2副地区ガバナー	若林 純也
委員	地区ガバナーが所属する ZC	富島 純一
	地区 LCIF 委員長	車田 一恵
	地区アラート委員長	飯田 修
事務局長	地区キャビネット幹事	栗原 裕一
会計	地区キャビネット会計	久米 雅文

※収束が年度をまたぐ場合、前年度キャビネット幹部、前年度キャビネット会計は留任する。

※委員長(地区ガバナー)が必要と認めた者を委員に加えることができる。

※年度毎に担当する役員氏名が入れ替わる。

別紙2

■表彰に関する規定

地区緊急災害支援センター第10条(資金の調達)の目的に賛同し、支援センターを経由して

資金協力したクラブもしくは個人に対し、資金協力額に応じて感謝状等を贈呈する。 表彰内容:30万円以上資金協力したクラブもしくは個人

別紙3

■クラブ会則(内規)の見本

(記載例)

第○○条アラート委員会と委員の権限

当クラブは、災害支援を行う場合、迅速な対応を行えるようアラート委員会を設け、日頃より情報の収集に気配りを行い、いざ災害への要求が求められた場合、理事会を通さず会長承認の下、アラート委員の権限の範囲内で支援できるものとする。

権限の範囲内とはクラブ年度予算計上の範囲内とする。それ以外は理事会で議決され、例会の承認を得るものとする。

別紙4

地区緊急災害対策本部設置役割イメージ

地区緊急災害対策本部・地区緊急災害支援センターの設置

- ・本部は、地区内の状況を掌握し、地区内外との総合的な窓口となる。
- ・本部は、支援センターを設置し支援体制を確立し、状況に合わせて迅速なる行動判断を下す。



被災ゾーン緊急災害対策調整会議の役割

ゾーン内のクラブ間において円滑に支援活動ができるように調整を図る クラブ会長及び 各クラブアラート委員長との調整会議を開き、円滑な支援協力を得る。



被災クラブの役割

被災状況など情報発信を行う。

被災クラブは実働部隊として行動するので、迅速に支援が受けられるように、班体制を作る。

【連絡班】本部、ゾーン、行政及びNPO等の連絡

【作業班】支援物資運搬・保管・仕分作業

【誘導班】復興ボランティアの誘導

それぞれ役割をもって行う必要がある。

※様々な状況を踏まえ、スムーズな行動を開始するため、事前にシミュレーションをしておく

333-E 地区「統一見解」(案)

- 1. メンバー間の呼び方について
 - (1) 自己紹介の場合

(例) ライオン〇〇

(2) 相手を紹介、又は呼ぶ場合

(例) ○○ライオン

- 2. 書式上の L 字の使い方について
 - (1) 文書記載のときには L を姓の先に書く。
 - (2) 但し、役職名を付したとき、及び外国人の場合は L字を不要とする。
 - (3) 封書・葉書・招待状・賞状等の宛名(姓名)は○○様でよい。
 - (4) L の後にドット (.) を付けない。 ダメな例 L . ○○
- 3. ライオンズ用語を正しく使いましょう
 - (1) 文章の文字を略して ZC と記載してある場合でも、読み上げる場合、ゾーン・チェアパーソンと読むこととする。
 - (2) ACT、EXT 等についても、それぞれアクティビティ、エクステンションと読むことと する。TT、 CAB 等もこれに準ずる。
 - (3) R には第をつけない。

(例) 1 R

4. エレクトについて

エレクトという用語は地区ガバナーエレクトにのみ用いる。

- 5. 役職名に使用する数字について
 - 役職名に使用する数字はアラビア数字(0、1、2、3、4、5、6、7、8、9)とする。
 - (例) 第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー
- 6. 国旗・ライオンズ旗への敬礼

周年行事、記念例会、キャビネット会議等での国旗、ライオンズ旗に対する敬礼は最初 だけにし、以後は省略してよい。

7. 地区構成員の祝金について

地区構成員(ガバナー、ZC、及び地区委員)が各クラブへの例会訪問については祝金等 一切持参しないことを原則と致します。

8. 胸元「ラベルピン」掲示位置について

正式なラベルピンマークを一番上に掲示し、キャビネットロゴマークや 国際大会記念等のラベルピンは上から2番目以下につける。 9. 例会等での「国旗」「ライオン旗」設置位置について 各旗を設置する際は国旗を中央に設置する事が望ましい。 また、国旗以外の旗(ライオン旗等)は国旗より下げた位置に設置する。

10. クールビズについて

ライオンズクラブでは、地球温暖化対策のため、「クールビズ」を提唱しており、期間は 毎年5月1日から9月30日までと致します。

キャビネット事務局運用規定 (案)

この運用規定は、ライオンズクラブ国際協会333-E地区キャビネット事務局の運営について定めたものであります。この運用規定を変更するにはキャビネット会議の決議、承認を得なければならない。

第1条 名称ライオンズクラブ国際協会333-E地区キャビネット事務局と称する。(以下事務局と称する)

第2条 所在地

- ①キャビネット事務局は水戸市城南3丁目4番25号(堤第2ビル1階)におく。
- ②この他、必要に応じて(年次大会関係業務等)地区ガバナーの所属クラブ事務局 または地区ガバナー自身の会社事務所において簡易な補助事務を行うことは差し 支えない。ただし、あくまでも補助的なものに限る。
- ③所在地の期間は、2021年7月1日より2026年6月30日の5年間とする。 但し、他に移転の必要が生じた時は、キャビネット会議又は年次大会の決議を経て移転するものとする。

第3条 運営者

- ①事務局の運営は当該年度地区ガバナーキャビネット3役が運営者となり最高責任 者は地区ガバナーとする。
- ②キャビネット幹事、会計は、地区ガバナーを補佐し事務局の運営に当る。
- ③第1、第2副ガバナーは、地区ガバナーの事務局運営を補佐する。

第4条 事務局で行う業務

キャビネット事務局で行う業務は、次の通りとする。 (以下業務は地区ガバナー、幹事、会計の指示のもとで行う)

- ①地区ガバナーの職務に関する一切の業務
- ②国際本部との連絡報告業務
- ③一般社団法人日本ライオンズとの連絡報告業務
- ④333 複合地区ガバナー協議会事務局との連絡報告業務
- ⑤地区会計の会計帳簿の作成、管理
- ⑥各地区ライオンズクラブ及びキャビネット構成員との相互連絡業務
- ⑦キャビネット主催の諸会議に関する業務
- ⑧年次大会に関する業務

- 9各種団体との協調連絡業務
- ⑩その他キャビネット事務局として必要な業務一切

第5条 運営年度

①毎年7月1日より翌年の6月30日までの1年間とする。

第6条 事務局体制

- ①第4条職務遂行のため事務職員を置く。
- ②第2条②の簡易的な補助事務所の職員は原則認めないが、止むをえず配置しても 正規職員とはならない。
- ③キャビネット幹事及びキャビネット会計は必要に応じて事務局に出勤して、業務 に滞りが出ないようにしなければならない。
- ④キャビネット事務局の運営(勤務)時間は、9時から17時までとする。
- ⑤休日は、毎週土日・国民の祝祭日・夏季休暇および年末年始休暇とする。

第7条 職員

- ①職員の採用については、地区ガバナーが契約当事者となり、直接的な指揮監督に ついては地区ガバナーの指示によりキャビネット幹事がこれを行う。
- ②正規職員採用者を地区ガバナーはキャビネット会議に於いて報告しなければならない。
- ③その他職員の就業については事務局の就業規則に従う。

第8条 事務局利用及び保存資料

- ①各クラブ会員は何人も事務局を利用出来るものとする。
- ②地区ガバナーキャビネットに関係する各種委員会、部会等の会議開催については 原則として事務局会議室を利用するものとする。
- ③事務局に於いて保存する各種資料は下記の通りとする。
 - イ) キャビネット事務局運営関係資料
 - ロ) キャビネット会議及び関係資料
 - ハ) 各委員会、部会、会議関係資料
 - 二) 年次大会関係資料
 - ホ)上記「イ~二」についての資料は、7年間の保存期間とする。

第9条 事務局運営費の会計

(1) 事務局運営費は当該年度の地区年次大会に於いて定められた地区費(一般会計)地区大会費(年次大会会計)により運営するものとする。

- (2) 事務局運営会計は当該年度初定めた予算案に基づき実行するものとする。
- (3) 備え付け帳票類
 - ① 現金出納帳
 - ② 総勘定元帳
 - ③ 会計決算書
 - ④ 上記帳票類は7年間の保存期間とする。
- (4) 会計監査委員(キャビネット監査委員)を2名置く。
 - ① 監査委員は事務局の会計帳簿類の監査をする。
 - ② 監査委員の資格は当該年度の地区ガバナー所属のゾーン以外からキャビネット三役経験者ゾーン・チェアパーソン経験者以上の中から地区ガバナーが指名する。

付則

1. この運営規定は、2023年7月30日から有効とする。

333-E 地区事業支援基金運用規則(案)

- ① 当基金使用目的はLCIFの交付金事業に限る。
- ② 当基金のキャビネット負担支出額は各クラブー事業負担額の80%とし、上限は100万とする。

例:カンボジア小学校建設費

総 額 2,000,000円

LCIFより 1,000,000円

A クラブ拠出金500,000円キャビネット負担400,000円(80%)A クラブ負担100,000円

Bクラブ拠出金500,000円キャビネット負担400,000円(80%)Bクラブ負担100,000円

計 2,000,000円

- ③ 当基金交付申請は、LCIF 交付金事業申請を一事業2クラブ以上が申請し、LCIF 交付金が決定したのち333-E 地区キャビネットに事業支援基金交付申請を行う。
- ④ 当基金の運用は下記の役員によって決定する。

地区ガバナー(兼 LCIF コーディネーター)

第1副地区ガバナー

第2副地区ガバナー

キャビネット幹事

キャビネット会計

LCIF 地区委員長

333-E 地区 内規慶弔見舞規定(案)

- 1. クラブ会長・クラブ幹事は、慶弔に該当する事項が発生した時は、速やかに担当ゾーン・チェアパーソンに連絡する。
- 2. 慶弔に該当する事項がゾーン内に発生した時は、担当ゾーン・チェアパーソンは、速やかにキャビネット事務局に連絡する。
- 3. クラブ会員(正会員)が死去した時は、弔旗および香料10,000円を贈る。
- 4. クラブ会員(正会員)による献眼・献腎・献体が発生した場合、その行為を称え、花輪又は生花を贈る

一般会計収支予算(案) 自 2023年7月1日~至2024年6月30日

収入の部 (単位:円)

_ D 4 2 4 5 H D			(1 2 1 3)
科目	本年度	前年度	備考
前年度繰越金	18,192,822	12,095,455	
地区会費	23,100,000	23,940,000	2,750名×8,400円
支部•従来家族会員会費	315,000	252,000	150名×2,100円
国際本部より還付	0	0	
日本ライオンズ会費	696,000	712,320	2,900名×240円
登録料等	1,200,000	0	次期三役研修会・セミナー等登録料
雑収入	0	0	
合計	43,503,822	36,999,775	

支出の部 (単位:円)

科目	本年度	前年度	(単位:円 <i>)</i> 備考
ガバナー費	3,000,000	2,800,000	
会議費	2,150,000	2,150,000	
研修費	1,500,000	0	
旅費交通費	1,360,000	1,430,000	
贈呈費	4,000,000	3,550,000	
PR費	1,150,000	1,150,000	
委員会費	4,200,000	5,550,000	
人件費	6,600,000	6,500,000	
通信費	1,150,000	1,150,000	
印刷費	1,800,000	2,700,000	
貸借費	1,804,000	1,804,000	
事務所費	850,000	750,000	
慶弔費	1,000,000	1,000,000	
什器備品費	1,350,000	600,000	
備品リース費	800,000	800,000	
交際接待費	150,000	150,000	
広告宣伝費	250,000	250,000	
日本ライオンズ会費	732,000	712,320	
維費	150,000	150,000	
予備費	9,507,822	3,803,455	
合計	43,503,822	36,999,775	

支出の部 (単位:円)

★任度	並任度	(単位:円) 備考
本十及	削十及	畑石
100,000	100,000	
<u> </u>		
3,000,000	2,800,000	
150,000	150,000	
500,000	500,000	
100,000	100,000	
600,000	600,000	
2,150,000	2,150,000	
1,500,000	0	
1,500,000	0	
0	70,000	
250,000	250,000	
250,000	250,000	
100,000	100,000	
200,000	200,000	
150,000	150,000	
10,000	10,000	
400,000	400,000	
1,360,000	1,430,000	
0	0	
650,000	500,000	
2,350,000	2,050,000	
250,000	250,000	
600,000	600,000	
100,000		
	100,000 600,000 2,150,000 1,500,000 1,500,000 250,000 250,000 100,000 150,000 1,360,000 1,360,000 2,350,000 250,000 600,000 50,000	100,000 100,000 100,000 100,000 100,000 2,000,000 1,800,000 800,000 800,000 800,000 150,000 150,000 100,000 100,000 100,000 100,000 100,000 1,500,000 1,500,000 150,000 1,500,000 1,500,000 150,000 1,500,000 1,500,000 150,000 100,000 100,000 100,000 100,000 150,000 150,000 150,000 150,000 150,000 100,000

科目	本年度	前年度	備考
PR費			
地区ニュース取材費	50,000	50,000	
地区ニュース	0	0	
同上発送費	0	0	
SNS広告費	1,000,000	1,000,000	
予備費	100,000	100,000	
小計	1,150,000	1,150,000	
委員会費			
スペシャルティクラブ・FWT委員会	400,000	600,000	
GMT·GMA·GET委員会	1,000,000	1,500,000	
LCIF・国際大会参加委員会	400,000	400,000	
GLT委員会	400,000	1,000,000	
PR・ライオンズ情報・IT・アラート委員会	250,000	250,000	
環境保全・献血・献眼委員会	300,000	300,000	
ライオンズクエスト・薬物乱用防止委員会	300,000	300,000	
YCE·LEO·青少年健全育成委員会	150,000	150,000	
委員会資料費	0	50,000	
GST研修費	500,000	500,000	
予備費	500,000	500,000	
小計	4,200,000	5,550,000	
人件費			
給与	5,500,000	5,500,000	
通勤費	200,000	200,000	
厚生費	800,000	700,000	
予備費	100,000	100,000	
小計	6,600,000	6,500,000	
通信費			
電話料(FAX含む)	700,000	700,000	
郵便料(宅配含む)	400,000	400,000	
予備費	50,000	50,000	
小計	1,150,000	1,150,000	
印刷費			
コピー印刷費	700,000	700,000	
事務局用品印刷物	250,000	250,000	
役員名刺·挨拶状	400,000	350,000	
委嘱状·感謝状	100,000	100,000	
組織表	200,000	350,000	
キャビネット会議・資料費	100,000	900,000	
予備費	50,000	50,000	
小計	1,800,000	2,700,000	

科目	本年度	前年度	
賃借費			
事務所貸借費	1,560,000	1,560,000	
駐車場貸借費	234,000	234,000	
予備費	10,000	10,000	
小計	1,804,000	1,804,000	
事務所費			
文具•消耗品費	500,000	400,000	
水道光熱費	300,000	300,000	
予備費	50,000	50,000	
小計	850,000	750,000	
慶弔費			
献眼・会員慶弔費	1,000,000	1,000,000	
小計	1,000,000	1,000,000	
什器備品費			
OA機器・その他付属設備	1,000,000	250,000	
机・椅子・ロッカー他	250,000	250,000	
予備費	100,000	100,000	
小計	1,350,000	600,000	
備品リース費			
備品リース費	800,000	800,000	
小計	800,000	800,000	
交際接待費			
交際接待費	150,000	150,000	
小計	150,000	150,000	
広告宣伝費			
広告宣伝費	250,000	250,000	
小計	250,000	250,000	
日本ライオンズ会費			
分担費	732,000	712,320	
小計	732,000	712,320	
雑費			
雑費	150,000	150,000	
小計	150,000	150,000	
予備費			
次期キャビネット準備金	0	2,000,000	
予備費	9,507,822	1,803,455	
小計	9,507,822	3,803,455	
合計	43,503,822	36,999,775	

青少年育成資金予算(案)

自 2023年7月1日~至 2024年6月30日

収入の部 (単位:円)

科目	本年度	前年度	備考
前年度繰越金	4,228,290	2,819,270	
青少年育成資金	1,962,500	2,025,000	2,750名×700円 150名×250円
薬物乱用防止講習会受講料	900,000	900,000	
雑収入	0	0	
合計	7,090,790	5,744,270	

支出の部 (単位:円)

	科目	本年度	前年度	備考
V	レオ研修会費	200,000	200,000	
オ	333複合レオ複合大会	30,000	30,000	
関	予備費	10,000	10,000	
係	レオ 小計	240,000	240,000	
	オリエンテーション費	100,000	50,000	
	報告会費	100,000	50,000	
	送迎費	100,000	50,000	
Y	YCE交流会費	100,000	100,000	
C E	YCE関係資料費	20,000	10,000	
関	YCE活動費	500,000	250,000	
係	緊急時準備金	200,000	200,000	
	雑費	10,000	10,000	
	予備費	50,000	50,000	
	YCE 小計	1,180,000	770,000	
薬	講習会食事費	40,000	40,000	
物	講師認定代	900,000	900,000	
乱	会場費	250,000	250,000	
用防	資料費	20,000	20,000	
止	通信費	20,000	20,000	
関係	予備費	30,000	30,000	
尔	薬物乱用防止 小計	1,260,000	1,260,000	
ライス	ナンズクエスト関係	1,450,000	1,450,000	
国際	平和ポスターコンテスト	300,000	300,000	
(公社	土) 茨城県青少年育成協会	300,000	300,000	
予備	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2,360,790	1,424,270	
	合計	7,090,790	5,744,270	

IT推進援助金会計収支予算書(案)

自 2023年7月1日~至 2024年6月30日

収入の部 (単位:円)

科目	本年度	前年度	備考
繰越金	1,784,518	1,968,160	
IT助成金収入	0	0	
雑収入	0	0	
合計	1,784,518	1,968,160	

支出の部 (単位:円)

科目	本年度	前年度	備考
WEB製作·管理費·他	700,000	700,000	
講習会	0	0	
マンスリー集計システム	400,000	400,000	
PC会議システム	500,000	500,000	
予備費	184,518	368,160	
合計	1,784,518	1,968,160	

薬物乱用防止活動資金収支予算書(案)

自 2023年7月1日~至 2024年6月30日

収入の部 (単位:円)

科目	本年度	前年度	備考
繰越金	899,089	1,399,089	
薬物乱用防止助成金収入	0	0	
雑収入	0	0	
合計	899,089	1,399,089	

支出の部 (単位:円)

科目	本年度	前年度	備考
茨城県協議会助成金	500,000	582,000	
薬物乱用防止PR費	200,000	200,000	
予備費	199,089	617,089	
合計	899,089	1,399,089	

アイバンク協力収支予算書(案)

自 2023年7月1日~至 2024年6月30日

収入の部 (単位:円)

科目	本年度	前年度	備考
繰越金	112,090	112,090	
アイバンク協力金	2,825,000	2,910,000	2,750名×1,000円 150名×500円
雑収入	0	0	
合計	2,937,090	3,022,090	

支出の部 (単位:円)

科目	本年度	前年度	備考
茨城県アイバンク協力金	2,825,000	2,910,000	2,750名×1,000円 150名×500円
予備費	112,090	112,090	
合計	2,937,090	3,022,090	

緊急援助資金残高 (見込)

自 2023年7月1日~至 2024年6月30日

(単位:円)

残高	15,371,114

地区事業支援基金会計予算(案)

自 2023年7月1日~至 2024年6月30日

収入の部 (単位:円)

科目	本年度	前年度	備考
前年度繰越金	5,014,252	6,015,027	
事業活動費	2,825,000	0	2,750名×1,000円 150名×500円
雑収入	0	0	
合計	7,839,252	6,015,027	

支出の部 (単位:円)

科目	本年度	前年度	備考
事業活動費	1,000,000	1,000,000	
LCIF四大交付金へ	1,500,000	0	
予備費	5,339,252	5,015,027	
合計	7,839,252	6,015,027	

LCIF四大交付金会計予算(案)

自 2023年7月1日~至 2024年6月30日

収入の部 (単位:円)

科目	本年度	前年度	備考
前年度繰越金	4,545,711	2,789,227	
LCIF四大交付金	0	4,225,000	
地区事業支援基金より	1,500,000	0	
青少年育成資金より	500,000	0	
雑収入	0	0	
合計	6,545,711	7,014,227	

支出の部 (単位:円)

科 目	本年度	前年度	備 考
ワークショップ ライオンズクエストセミナー	3,500,000	4,875,000	
予備費	3,045,711	2,139,227	
合計	6,545,711	7,014,227	

地区年次大会会計収支予算(案)

自 2023年7月1日~至 2024年6月30日

収入の部 (単位:円)

科目	本年度	前年度	備考
前年度繰越金	11,277,270	, ,	
地区大会費	6,690,000	6,912,000	2,750名×2,400円 150名×600円
大会登録費	1,500,000	2,250,000	750名×2,000円
後夜祭登録費	3,600,000	3,500,000	300名×12,000円
シェアリング交付金	0	0	
雑収入	0	0	
合計	23,067,270	22,238,865	

支出の部 (単位:円)

科目	本年度	前年度	備考
人件費	2,000,000	2,000,000	
事務所費	200,000	200,000	
印刷費	1,000,000	1,000,000	
賃借費	1,000,000	1,000,000	
通信費	200,000	200,000	
会議費	500,000	500,000	
広告記録費	0	880,000	
アワード費	1,200,000	1,200,000	
総務費	50,000	50,000	
式典費	2,800,000	2,500,000	
食料費	1,000,000	1,000,000	
後夜祭費	3,600,000	3,500,000	
雑費	200,000	200,000	
アクティビティ費	500,000	500,000	
選挙関係費	500,000	500,000	
予備費	8,317,270	7,008,865	
合計	23,067,270	22,238,865	

2023-2024年度 333-E地区 正会員・支部会員・従来の家族会員・家族会員・学生会員の諸会費

			2022-2023年度				2023-2024年度				
			正会員	支部	従来の 家族	旧特別 家族	正会員	支部	従来の 家族	旧特別 家族	学生 *1
		(年額)	\$43	\$43	\$21.5	\$21.5	\$46	\$46	\$23.0	\$23.0	\$23.0
国際協会費	*2	(月額)	\$3.58	\$3.58	\$1.79	\$1.79	\$3.83	\$3.83	\$1.92	\$1.92	\$1.92
国际励 云 复	* 4	半期毎の請求	\$21.50	\$21.50	\$10.75	\$10.75	\$23.00	\$23.00	\$11.50	\$11.50	\$11.50
		入会金 (初年度のみ)	\$35.00	\$35.00	\$35.00	\$35.00	\$35.00	\$35.00	\$35.00	\$35.00	\$0学生免除
		(年額)	1,920	500	500	0	1,800	380	500	0	500
複合地区運営費		(月額)	160	-	-	0	150	-	-	0	-
		半期毎の請求	960	(年請求)	(年請求)	0	900	(年請求)	(年請求)	0	(年請求)
		(年額)	0	0	0	0	120	120	0	0	0
日本ライオンズ 賛助会費	*3	(月額)	0	0	0	0	10	_	0	0	0
貝切云貝		半期毎の請求	0	0	0	0	60	(年請求)	0	0	0
		(年額)	840	0	0	0	840	0	0	0	0
複合地区大会費		(月額)	70	0	0	0	70	0	0	0	0
		半期毎の請求	420	0	0	0	420	0	0	0	0
青少年育成資金	*4	年額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際理事候補者支援金		年額	100	0	0	0	100	0	0	0	0
緊急援助資金負担金		年額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(年額)	8, 400	2, 100	2, 100	0	8, 400	2, 100	2, 100	0	500
地区会費		(月額)	700	175	175	0	700	175	175	0	0
		半期毎の請求	4, 200	1,050	1,050	0	4, 200	1,050	1,050	0	0
		(年額)	2,400	600	600	0	2,400	600	600	0	0
地区年次大会会費		(月額)	200	50	50	0	200	50	50	0	0
		半期毎の請求	1, 200	300	300	0	1, 200	300	300	0	0
青少年育成資金		年額	700	250	250	0	700	250	250	0	0
I T推進援助金		年額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬物乱用防止活動資金		年額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイバンク協力金		年額	1,000	500	500	0	1,000	500	500	0	0
333-E地区事業支援基 金		年額	0	0	0	0	1,000	500	500	0	0
		(旧日本ライオンズ事務所負担金) (年額)	240	240	0	0	240	240	0	0	0
日本ライオンズ		半期毎の請求	120	120	0	0	120	120	0	0	0
賛助会費		(旧ライオン誌負担金) (年額)	600	600	0	0	600	600	0	0	0
		半期毎の請求	300	300	0	0	300	300	0	0	0

^{*1} 学生会員の定義は2022-23年度第3回キャビネット会議、ガバナー提出議案において説明 *2 途中月で入会は入会金と合わせ、入会月毎請求があります。 *3 複合地区運営費に含まれていた「日本ライオンズ賛助会費」(月額10円)を別表示としました。 *4 2019-2020年度まで、地区「青少年育成資金」1,200円に、500円(複合地区分)が含まれておりました。

⁽注) 上位規則により変更になる場合があります。

2023-2024 年度

333-E 地区年次大会アワードの件(案)

2023-2024 年度 年次大会アワードは次の通り。

なお、今後のライオンズクラブ国際協会、ライオンズクラブ国際財団、一般社団法人日本 ライオンズ、333 複合地区からの要請・指示により変更となる可能性あり。

国際アワード

- 1. 国際会長賞
- 2. リーダーシップ賞
- 3. ニューボイス賞
- 4. 国際会長感謝状

LCIF アワード

- 1. 国際会長感謝状 (LCIF 個人寄付 5 口以上)
- 2. LCIF 理事長感謝状 (LCIF 個人寄付 3 口以上)

複合地区議長アワード

1. 複合地区議長感謝状

地区ガバナーアワード

- 1. ガバナー特別アワード
 - (1)キャビネット運営功労特別賞
 - (2) ガバナー特別賞
- 2. 永年クラブ在籍特別表彰
 - (1) Half-Century 賞 (在籍 50 年以上、表彰は 1 回のみ)
 - (2) 永年クラブ在籍賞(在籍 30 年以上、75 歳以上、表彰は 1 回のみ)

地区年次大会アワード

- エクステンションクラブ賞
 他のクラブをスポンサーしたクラブへ
- 支部結成クラブ賞
 支部結成したクラブ

3. 会員増強優秀クラブ賞

会員数 15 名以上のクラブが対象で

- ・会員増強 10%以上 もしくは
- ・会員増強 5 名以上

上記いずれか高い数字の純増クラブ

- **4.** アクティビティ特別優秀クラブ賞 独創的アイディアのアクティビティを行ったクラブ (クラブからの申請)
- 5. LCIF 寄付優秀クラブ賞
- 6. 薬物乱用防止・ライオンズクエスト活動優秀クラブ賞
- 7. 献血協力優秀クラブ賞
- 8. 平和ポスターコンテスト協力クラブ賞
- 9. 2023-2024 最優秀クラブ賞=上記8項目で一番受賞したクラブ

第 70 回年次大会アワード選考基準 (案)

算出期間:2023年7月1日~2024年2月28日

- (1) エクステンションクラブ賞
- (2) 支部結成クラブ賞
- (3) 会員増強優秀クラブ賞

算出期間:2023年3月1日~2024年2月28日

- (1) アクティビティ (クラブより申請、地区ガバナーが判断、決定)
- (2) LCIF 寄付(円) =上位 3 クラブ
- (3) 薬物乱用防止・ライオンズクエスト(薬物乱用防止教室開催回数 及び ライオンズクエスト担当回数)=上位 3 クラブ
- (4) 献血協力(献血活動回数) = 上位 3 クラブ
- (5) 平和ポスター(回収枚数) = 上位 3 クラブ

ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区 地区ガバナー、第 1、第 2 副地区ガバナー選挙規則(案)

第1章 総則

第1条 (規則の目的)

地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、同付則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条 (選挙の倫理)。

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守 し、厳正に施行する。

第3条 (選挙実施日)

選挙は年次大会当日、もしくはガバナーが定めた日で代議員の投票により行う。

第4条 (選挙運動期間)

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、指名選挙委員会による資格審査 を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条 (選挙の管理)

選挙は指名選挙委員会が管理、運営する。

第2章 立候補および責任者

第6条 (立候補の資格)

- 1. 地区ガバナー立候補の資格は、国際付則第9条第4項に定められている。
- 2. 第1および第2副地区ガバナー立候補の資格は、国際付則第9条第6項に定められている。
- 3. 代議員による選挙開票する前であればいつでも、候補者は立候補を取り下げることができる。
- 4. 地区ガバナー立候補及び第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナーは、立 候補届と経歴書を付けてクラブ会長に提出する。クラブ会長は、理事会で審 議し、例会で承認を頂く。その後クラブ推薦書を付けて地区ガバナーに提出 する。

第7条 (選挙責任者)

- 1. 立候補者は、立候補の属するクラブ会員から選挙責任者 1 名を定め、その者と連署して立候補届出書を指名選挙委員会に届出なければならない。
- 2. 選挙責任者は、立候補者の為の一切の選挙運動を総括し、選挙運動をするものを監督する。

3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して指名選挙委員会に届出なければならない。

第3章 選挙運動

第8条 (選挙運動の禁止事項)

- 1. 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないために働きかける行為を言う。
- 2. 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票をさせないことを目的として次の行為をしてはならない。
 - ① 選挙運動を、第4条の期間(選挙運動期間)以外にすること。
 - ② クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席することは構わない。但し、食事 実費以外の支払やお土産、商品等を配布すること。
 - ③ 自宅または職場への戸別訪問をすること。
 - ④ 金品の贈与、供応、乗物の提供その他の利益の供与、その申し込み若しく は約束をすること。
 - ⑤ 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
 - ⑥ 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
 - ⑦ 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
 - ⑧ 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
 - ⑨ 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
 - ⑩ 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
 - ⑪ 代議員の選挙権の行使を妨げること。
 - ② 現、前、副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、各立候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること。
 - ③ 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
 - (4) その他、本規定に違反する行為を行うこと。

第9条 (文書図画による運動)

- 1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
- 2. 文書による選挙運動としては、通常葉書(内国郵便約款第 2 章第 3 節第 20 条・第 21 条・第 22 条による)のみ、第 4 条規定内で発信することができ る。
- 3. ウェブサイト等を利用する方法(公職選挙法第 142 条の 3 第 1 項による) による領布。この方法により領布されたものは、第 4 条規定内で発信することができる。

第4章 違反行為に対する処置等

第10条 (違反に対する基本姿勢)

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自律的対処を期待する。

第11条 (違反に対する処置)

- 1. 指名選挙委員会は、第4条、第7条及び第8条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。
- 2. 指名選挙委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者 及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえ、立 候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内 容を通知することができる。
- 3. 指名選挙委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。

第5章 選挙

第12条 (選挙公報)

- 1. 指名選挙委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して10日前までに選挙権のある代議員に発送、もしくはキャビネットホームページへ掲載する。
- 2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日及び登録年月日を記載する。
- 3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
- 4. 前項の掲載文、肖像写真等は、指名選挙委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第13条 (公開討論会又は、立会演説会)

- 1. 指名選挙委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を必要に応じて催すことができる。
- 2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、速やかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
- 3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
- 4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、指名選挙委員会が定める。

第14条 (投票用紙)

投票用紙は、指名選挙委員会が作成し、投票所において代議員本人の確認できる 身分証明書等を確認の上、交付する。

第15条 (投票の無効)

次の投票は無効とする。

- 1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
- 2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
- 3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
- 4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
- 5. ○印の記載のないもの。
- 6. その他判断の困難なもの。

第16条 (開票)

- 1. 開票は代議員選挙当日開票すること。
- 2. 開票作業には以下の者が行う。
 - a. 指名選挙委員会
 - b. 指名選挙委員長が任命したメンバー20名以内
 - c. 立会人として立候補しているクラブメンバー1 名。但し非代議員とする。
- 3. 開票発表は指名選挙委員長が代議員総会にて発表する。

第17条 (当選人)

- 1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
- 2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。

第6章 指名選挙委員会

第18条 (構成)

- 1. 指名選挙委員会の委員長、委員は5名以内とし、地区ガバナーが任命する
- 2. 委員はライオンズクラブ国際協会で定めるグッドスタンディングの会員と し、任命を受けている期間中は、地区キャビネット又は複合地区、国際協会 のいかなる役員であってはならない。

第19条 (正副委員長)

- 1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
- 2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第20条 (服務規程)

指名選挙委員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第21条 (違反行為の連絡)

- 1. 会員は前記諸事情に関する違反事実があった場合には、指名選挙委員会に通知しなければならない。
- 2. 指名選挙委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第22条 (指名選挙委員会の義務)

指名選挙委員会は、会員の行為がこの規定に違反する恐れがあると認めたときは、警告その他適当の処置を講じ、違反の無いように努めなければならない。

第23条 (委員に対する制約)

- 1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
- 2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。
- 3. 委員会委員は、クラブ代議員であってはならない。

第24条 (資格審査)

- 1. 指名選挙委員会は立候補締切日翌日より 10 日以内に、指名推薦された各候補者の資格、並びに候補者の資格に関する規則を考察する責任を持つ。
- 2. 地区ガバナー、第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナーの選挙に先立 ち、各候補者に関するチェックリストを作成して地区ガバナーに提出しなければならない。

第7章 特例措置

第25条 災害等緊急事態

自然災害、騒乱、感染症パンデミック等によって、本選挙手続き規則によりがたい場合、選挙に関する手続き、方法等はキャビネット会議の承認を得て変更することが出来る。

附則

第1条

この規定は、2023年7月30日から施行する。

第2条

- この規定の改廃は、333-E 地区キャビネット会議の決議を経て行うものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1人のときは、規定第11条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代える

ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区 「第 70 回地区年次大会議事規則」 (案)

- 1. 333-E 地区年次大会は、地区ガバナーその他の地区内国際役員、元国際理事、前・元 地区ガバナーおよびクラブ代議員を以って構成する。その他の会員および同伴者は、 大会に参加することはできるが、発言したり投票したりすることはできない。
- 2. クラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を、公式プログラムに記載された登録時間内に資格委員会に提出し、資格を確認されなければならない。
- 3. 大会議長には地区ガバナー、大会幹事にはキャビネット幹事、大会会計にはキャビネット会計、大会副議長には副地区ガバナーがこれにあたる。大会議長はその他の大会役員を任命する。なお、大会副議長、大会幹事、大会会計はクラブ代議員でなければならない。
- 4. 大会議長は、下記の委員会を設け、代議員の中からその委員長(必要な場合には顧問)を任命する。
 - (1) 資格審查委員会
 - (2) 議事運営委員会
 - (3) 指名委員会
 - (4)決議委員会
 - (5) 国際理事推薦委員会

尚、委員会については、その年の年次大会の都度、必要とするものを設け、大会議長 の判断で、委員会を減らすこともできる。

- 5. 各委員会の委員は、大会議長がこれを定める。
- 6. 各委員会委員長は、その議事を主導し、審議結果を大会に報告する。ただし、委員会 の審議結果については、決議委員会の委員長が大会に報告することができる。
- 7. 議事はすべて、出席し投票した代議員全員(議長を除く)の過半数を以って決する。 可否同数の場合は、議長の裁定するところによる。クラブ代議員が投票できないとき は、あらかじめ登録確認された補欠がこれに代わる。
- 8. 国際理事候補者推薦については、国際理事候補者推薦手続き規則による。
- 9. 議案は予め文書を以って大会参加21日前までに地区ガバナーに提出する。地区ガバナーは、これを検討されたうえ大会の議案を決定し、大会に出席したすべての代議員の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、その議案は前もって文書で議長に提出しなければならない。
- 10. 提出理由の説明は、1人2分を越えてはならない。ただし、大会では議長、委員会および分科会では委員長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- 11. 次期地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選出は今年度キャビネット会議で承認された「ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区ガバナー、第 1、第 2 副地区ガバナー選挙手続規則」にて行うこと。
- 12. この規則は、2023年7月30日より施行する。

ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区 「第70回地区年次大会代議員議事運営要項」(案)

代議員総会

- (ア)地区ガバナーその他の地区内国際役員、元国際理事、前・元地区ガバナー、クラ ブ代議員および大会議長が任命した役員を以って構成する。
- (イ) クラブ代議員は規定に基づき、クラブ会員 10 名ごとに 1 名 (端数は四捨五入) を以って選出される。但し、入会 1 年と 1 日以上の会員で、優待・終身・家 族・特別家族を含む。

2. 審議の方法

- (ア) 委員会の議長は、地区委員長または大会議長が任命した代議員があたり、議長選出 の手続きは不要である。
- (イ)委員長が議事を進め、顧問は全体にわたり助言し、進行委員のうち 1 名は記録を 受け持ち、1 名は発言の進行を促進する。
- (ウ)発言者は、必ず所属クラブと氏名を告げるように予め注意すること。
- (エ)審議案内内容は、すべて前もって文書で議長に提出しなければならない。
- (オ)審議の要領は、次のようにする。
 - ① 第〇〇議案の審議に入る旨を宣言する。
 - ② 出席代議員の意見を求める。
 - ③ 結論を抽出し、賛否両論拮抗するときは採決する。
 - ④ 決議は必ず確認する。
- (カ)発言等運営は今年度「地区運営要綱3項A(2)会議運営議事規則要点」にて行う

3. 決議の方法

決議の方法は、過去の慣例によって自ら一定の形が出来ているので、決議の文書として は、次に揚げる定型的な文句によってなされることが、代議員はもとより一般メンバー に対しても、判り易いと思われる。

- (ア)議案を認める場合
 - ① 議案通り可決する。提案どおり承認する。提案どおり賛成する。
 - ② 原案どおり。
 - ③ 主旨了承。主旨賛同。主旨賛成。主旨同意。 ④ 満場一致にて了承する。
- (イ)議案を認めない場合
 - ① 提案を否決する。提案を取り下げる。
 - 原案を否決。
- (ウ)審議未了につき、また審議を要する場合。
 - ① 次期尚早、次期キャビネットに申し送る。
 - ② 主旨は賛成するが、具体案がないので、次期キャビネットに申し送る。
 - ③ 地区団体で統一することが困難なので、各クラブの自主的な運営に一任するこ とに決定する。
 - ④ 複合地区全体の問題なので、次期キャビネットで充分審議する。
 - ⑤ 原案賛成、複合地区大会に上程する。
- (エ)決議等運営は今年度「地区運営要綱3項 A(2)会議運営議事規則要点」にて行 う

この要項は、2023年7月30日より施行する。

2023-2024 年度 333-E 地区年間行事(案)

2023.6.26 現在

	Т	T		2023. 6. 26 現住
年	月日	行事内容		場所
2023	5/9(火)	次期 ZC 研修会&次期クラブ	会長研修会	シビックホール土浦
	6/25(目)	次期キャビネット構成員・	クラブ三役研修会	シビックホール土浦
	7/7(金) [~] 11(火)	ボストン国際大会		アメリカ
	7/16(目)	第1回CAB運営会議		オンライン
	7/30(日)	第1回CAB会議		ホテル日航
	8/18(金)	ガバナー公式訪問例会	1 R 1 Z	
	8/25(金)	II.	1 R 3 Z	
	8/26(土)	II .	2 R 1 Z	
	8/28(月)	II.	1 R 2 Z	
	9/1(金)	II.	7 R	
	9/2(土)	II.	3 R	
	9/8(金)	"	5 R 1 Z	
	9/9(土)	"	5 R 2 Z	
	9/15(金)	II.	6 R	
	9/23(土)	"	4 R 1 Z	
	9/29(金)	II .	2 R 2 Z	
	9/30(土)	II.	4 R 2 Z	
	10/17(火)	GST ワークショップ		シビックホール土浦
	10/29(目)	第2回CAB運営会議		オンライン
	11/2(木)~5(目)	OSEAL フォーラム(マニラ)		フィリピン
	11/12(目)	平和ポスターコンテスト表記	彰式	ホテル日航
	11/18(土)	第 2 回 CAB 会議		ホテル日航
2024	1/28(目)	第3回 CAB 運営会議		オンライン
	2/17(土)	第3回CAB会議		未定
	3/31(目)	第 4 回 CAB 運営会議		オンライン
	4/14(日)	第4回CAB会議		ホテル日航
	4/28(日)	地区年次大会&後夜祭		シビックホール土浦
	5/18(土)	複合地区年次大会前夜祭		美喜仁桐生文化会館
	5/19(目)	複合地区年次大会		美喜仁桐生文化会館
	6/21(金)~25(火)	メルボルン国際大会		オーストラリア
·	·	·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

ガバナー公式訪問について

◇地区ガバナーとクラブ3役懇談会(15:20~16:20)

開会のことば

キャビネット役員紹介各クラブ3役紹介

地区ガバナー挨拶各クラブ現況報告

キャビネット連絡事項

質疑応答(事前に提出願います)閉会のことば

※3 役懇談会時の質問については事前にご提出ください。

◇ガバナー公式訪問合同例会(16:30~17:50)

ガバナー入場

(ガバナーのみ入場、その他キャビネット構成員は事前に着座。入場曲あり。)

開会宣言

開会ゴング

国旗敬礼並びに国歌斉唱

物故ライオンに黙祷

ライオンズヒム斉唱

地区ガバナー並びに地区役員の紹介

出席クラブ紹介

地区ガバナー挨拶

各コーディネーター・各委員長挨拶

キャビネット幹事報告

合同入会式

ライオンズローア

閉会宣言

閉会ゴング

※ガバナー公式訪問合同例会時の質問等はご遠慮ください。

◇その他連絡事項

- 上記3役懇談会・合同例会のタイムスケジュール、式次第は各ゾーンにて統一開催願います。開催日はキャビネット指定日で、開催場所は各ゾーン・チェアパーソンにて 手配願います。
- 3 役懇談会を 15:20~から開催しますので、会場準備を願います。
- 合同例会 16:30~でスクリーン投影説明がありますので、会場にプロジェクター用意 出来れば準備願います。
- 合同例会開始時、ガバナー入場の際に使用する CD をキャビネットにて準備しますので再生機器 (CD プレーヤ) もご準備願います。(準備が困難な場合に関しましては、キャビネットにご相談ください)

- 合同入会式を行う場合、次第等は ZC に一任致します。なお、事前に新入会員数をご連絡ください。(当日、地区ガバナーよりラペルピンの贈呈がございます。)
- 懇親会の開催有無に関しては各ゾーン・チェアパーソンの判断に一任します。
- 今年度はコーディネーター、地区委員長が随行します。随行者一覧を確認下さい。 尚、出席しないコーディネーター、地区委員長はプロジェクターには動画を流しま す。
- 「ガバナー公式訪問」の主催者はゾーン・チェアパーソンになり、ガバナー含むキャビネット随行員は主催者ではありませんので、ご注意ください。

≪ガバナー公式訪問連絡表≫

ガバナー公式訪問について以下記載の上、キャビネット事務局までご提出ください。

締切日:7月31日(月) ※未決定事項は後日再提出願います。

提出先: lions@lc333-e.com / FAX 029-306-7751

フロタ

R	Z	20石			
会場名:					
住所:					
TEL:					
日時:	月	日 ()	下記時間帯での開催ができない場合は時間 帯をご記入ください。
三役懇談会:	15	: 20~16 :	20		
合同例会:		: 30~17:			
懇親会:		:00~19:3 開催の場合)			
				•	
登録料:			円/	′人	
登録料振込:	先:				
銀行名	•				
支店名	•				
口座番兒	글:	普・当			
口座名郭	轰:				

その他:

- ① ガバナーが着替えのできる部屋又は場所の確保をお願いします。
- ② 会場入り口付近でのガバナー駐車場の確保をお願いします。
- ③ プロジェクター、スクリーンを会場で借りることができるか確認願います。 ない場合、又は有料の場合はキャビネットへお知らせください。
- ④ 合同例会時に新入会員紹介及びラベルピン授与を予定される場合、 出席の新入会員の人数(賛助会員、支部会員、家族会員は対象外)を ガバナー公式訪問1週間前までに、キャビネットへお知らせください。

2023-2024 ガバナー公式訪問随行者一覧

						1R1Z	1R3Z	2R1Z	1R2Z	7R	3R	5R1Z	5R2Z	6R	4R1Z	2R2Z	4R2Z
No.	R	Z	所属クラブ	役職	氏名	8/18(金)	8/25(金)	8/26(土)	8/28(月)	9/1(金)	9/2(土)	9/8(金)	9/9(土)	9/15(金)	9/23(土)	9/29(金)	9/30(土)
1	4	2	筑波	地区ガバナー	齊藤正行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	5	1	牛久茎崎	第1副地区ガバナー	椎名健二	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	2	1	水戸葵	第2副地区ガバナー	若林純也	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4	2	筑波	キャビネット幹事	栗原裕一	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	4	2	筑波	キャビネット会計	久米雅文	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	4	1	土浦亀城	GLTコーディネーター	結城健一				0		0			0	0	0	
7	4	1	霞ヶ浦	GMTコーディネーター	幸野眞一	0	0	0		0			0		0		
	4	1	水戸葵	GETコーディネーター	若林純也 (兼務)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	4	2	つくばOAK	GSTコーディネーター	森重英明	0	0	0		0	0	0		0	0		0
9	5	1	牛久茎崎	SCP・FWTコーディネーター	桜井政利				0			0			0	0	0
10	4	2	筑波	キャビネット事務局長	太田敬	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
11	2	1	水戸葵	GLT委員長	関川恵一	0	0	0		0							
12	5	2	取手	GMT・GMA・新クラブ・会員増強・会則委員長	奈良和彦				0		0	0	0				
13	4	1	土浦亀城	GMT・GMA・会員満足度委員長	藤田匡史			0	0	0			0		0		
14	4	1	土浦北	GET委員長	入江謙吾				0	0	0	0			0		
15	4	2	つくばOAK	SCP·FWT委員長	渡辺まり恵	0		0				0			0		0
16	4	1	霞ヶ浦	LCIF·国際大会参加委員長	車田一恵	0	0	0		0			0		0		
17	4	2	つくばアウル	PR・ライオンズ情報・IT・アラート委員長	飯田修		0							0		0	0
18	4	2	つくば紫峰	環境保全・献血・献眼委員長	山関重人		0					0	0	0		0	0
19	4	2	つくば中央	ライオンズクエスト・薬物乱用防止委員長	来栖慎太郎	0					0			0		0	0
20	4	2	つくばHOPE	YCE・LEO・青少年健全育成委員長	田中仁視				0		0			0		0	0
21	4	2	筑波	キャビネット筆頭副幹事	菊地一也	•											0
22	4	2	筑波	キャビネット副幹事	坂寄剛		•										•
23	4	2	筑波	キャビネット副幹事	大山隆之											•	0
24	4	2	筑波	キャビネット副幹事	菊田康人				•								•
25	2	1	水戸葵	キャビネット副幹事	島貫俊和			•									
26	5	1	牛久茎崎	キャビネット副幹事	岡田浩一							•					
27	5	1	牛久茎崎	キャビネット副幹事	大貫研二							0	•				
28	4	2	つくば中央	キャビネット副幹事	篠﨑正和						•						0
29	4	2	つくばOAK	キャビネット副幹事	吉沼薫									•			0
30	4	2	つくばアウル	キャビネット副幹事	山本さゆり										•		0
31	4	2	つくば紫峰	キャビネット副幹事	黒田健祐					•							0
					計	13	13	13	13	13	13	14	11	13	15	13	21

● ・・専属写真撮影責任者

※委員長欠席の場合は副委員長が代理出席

2023-2024 年度 333-E 地区副幹事担当表 (案)

氏	名	所属クラブ	担当 R	担当委員会	地区年次大会担 当
菊地	一也	筑波 LC		筆頭副幹事	年次大会総監督
坂寄	岡山	筑波 LC	1R1Z	LCIF・国際大会参加	後夜祭部会
大山	隆之	筑波 LC	1R2Z/3Z	YCE・LEO・青少年健全育成	式典・会場部会
菊田	康人	筑波 LC	2R2Z	GET	登録・受付部会
島貫	俊和	水戸葵 LC	2R1Z	GLT	飲食部会
岡田	浩一	牛久茎崎 LC	5R	GMT・GMA・新クラブ・会員増 強・会則	記念誌部会
大貫	研二	牛久茎崎 LC	6R	GMT・GMA・会員満足度	登録・受付部会
篠﨑	正和	つくば中央 LC	3R	ライオンズクエスト・薬物乱 用防止	交通部会
吉沼	薫	つくば OAKLC	4R1Z	SCP • FWT	式典・会場部会
山本さ	きゆり	つくばアウ ルLC	4R2Z	PR・ライオンズ情報・IT・ア ラート	登録・受付部会
黒田	健祐	つくば紫峰 LC	7R	環境保全・献血・献眼	登録・受付部会

地区ガバナー諮問委員会 報告書

地区名: 333-E 地区									
会議開催地(都市名):									
開催時間:	閉会時	間:			次回会議予定:				_
出席クラブ ≪構成メ	ンバー:会長	・第1副	会長・	幹事≫					
クラブ名/クラブ番号							会長	副会長	幹事
1	□			5			_ □		
2	□			6			_ □		
3				7			_ □		
4	□			8					
会議の要約 1. クラブから挙がった3	主な課題は何フ	だったか	(適切:	な場合に	こはクラブ別に記	入)?			
		たか?							_
	を立てたか?		授チー。	ム)のメニ	ンバーからのサオ	ポートが 表	うるか?		_
3. どのような行動計画:	を立てたか? 	(地区支			ンバーからのサオ	ぺー トがあ	うるか?		
2. 主な機会や対策として 3. どのような行動計画で 3a.グローバル・アクシ 4. どのような成功事例で 4a.発表者:	を立てたか? 	(地区支			ンバーからのサオ	ぷー トがあ	5るか?		

報告書は、**諮問委員会終了後5日以内**にキャビネット事務局に提出してください。

2023-2024 年度 クラブ周年行事予定表

R	Z	クラブ	周年行事の有	周年数	開催予定日
			無		
1	2	勝田グリーン	有	45	未定
1	3	常陸大宮	有	55	未定
1	3	那珂	有	55	2024年6月
1	3	常陸大子	有	45	2024年2月4日(日)
2	1	水戸	有	60	未定
2	2	鹿島	有	55	2023年10月14日(土)
3	1	美野里	有	50	未定
3	2	笠間	有	50	未定
4	1	土浦亀城	有	55	2024 年 2 月
4	1	土浦環	有	50	2024年5月25日(土)
4	1	土浦 SORA	有	5	未定
5	2	取手	有	55	未定